

今年の四月一日に道路交通法が変わり、自転車に乗るすべての人にヘルメットの着用が義務化されました。それまでの道路交通法では十三歳未満の子どもにしか着用の決まりがありませんでした。

私は自転車に乗るときの約束を母と三つしています。一つ目はヘルメットを被ること。二つ目は自転車に乗るときはズボンをはくこと。三つ目はサンダルではなく靴をはくことです。

私をはじめて自転車に乗ったのは三歳のころだそうです。はじめて自転車に乗った時の写真を見ると、ちゃんとヘルメットを被って乗っていました。まだ自分で上手に乗れない頃からヘルメットを被っていたので、ヘルメットを被ることが当たり前のこととっていました。高校生や大人の人がヘルメットを被っていないことを不思議に思っていました。友達の中にも被っていない人もいます。

なぜヘルメットを被ることが義務化されたのか調べてみました。自転車の事故で死亡した人の半分以上は頭のケガが原因で亡くなっています。ヘルメットを被っていない人の亡くなる割合は、ヘルメットを被っていた人より約3倍も多かったそうです。自転車はスピードが出ると事故にあったときケガをすることが多く、ヘルメットを被っていた方が事故になっても安全だと誰でも分かると思います。それでも「ヘルメットを被るのがめんどうくさい。」「ヘルメットを買うお金がもったいない。」「まわりがヘルメットを被っていない。」「ヘルメットを被ったらかっこ悪い。」と言う理由でヘルメットを被っていない人がたくさんいます。私は気に入ったがらのヘルメットを持っているし、ヘルメットを被ることが習慣になっただけなので、めんどうくさいと思っただけではありません。でも、かみの毛が長いのでかみの結び方によっては、ヘルメットが被りにくいことがあります。夏はヘルメットを被ると風が当たらず、すごく暑いですが、どんな理由があっても、自分を守るためにヘルメットを被って自転車に乗ります。

道路交通法で決まった努力義務には罰則がありません。もつとたくさんの人に意識してヘルメットを着けてもらうには、罰則があった方がきちんとヘルメットをする人が増えたと私は思いました。

自転車は自動車やバイクと違って免許がありません。小学生でも自由に乗れる気軽な乗り物です。免許が無くても自転車で乗るときの交通ルールはあります。事故やケガから命を守るために、みんながヘルメットを被り、交通ルールを守って安全運転をしてほしいと思います。